

浦安市規則第32号

浦安市要介護者出張理髪の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市要介護者出張理髪の費用の助成に関する規則（平成4年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「理容師」の次に「又は美容師（以下「理容師等」という。）」を加える。

第2条第2号及び第4条第2項中「理容師」を「理容師等」に改める。

第6条第2項中「に6枚」を「の属する月から当該月の属する年度の3月までの月数を2で除して得た枚数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた枚数）を」に改める。

第7条第1項中「理容師」を「理容師等」に改め、同条第2項を削り、同条第1項を同条とする。

別記第2号様式中

「

理容師	住 所	浦安市
	氏 名	

」

を

「

理容師 又は 美容師	所在地	
	氏 名	

」

に、「理容師以外」を「理容師又は美容師以外」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。